

別添

労 審 発 第 5 5 7 号
平成21年11月20日

厚生労働大臣
長 妻 昭 殿

労働政策審議会
会長 諏 訪 康 雄

平成21年11月20日付け厚生労働省発雇児1120第1号をもって諮問のあった「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案要綱」及び「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針案」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成21年11月20日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

雇用均等分科会

分科会長 林 紀子

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案要綱」及び「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針案」について

平成21年11月 日付け厚生労働省発雇児1120第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

本分科会は、厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。